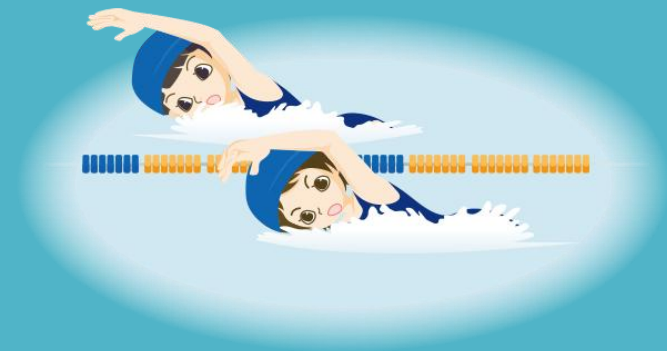




令和7年度 スポーツ施設等 安全管理講習会



令和7年5月19日(月)～30日(金)オンデマンド研修
徳島県教育委員会体育健康安全課

令和6年度水泳重大事故

・事故概要

泳ぎが苦手な児童のグループで、プールサイドに捕まってバタ足の練習をしていた。

他の児童がプールサイド付近（水深130センチ）の水の中で溺れているのを見つけ、児童2人でプールサイドに引き上げた。

男児は意識がなく、呼吸もしていない状態で引率していた教諭が心臓マッサージを行い救急搬送されたが同日夜に死亡した。

プール監視の事故と歴史 2024年（令和6年）プール事故事例の一覧



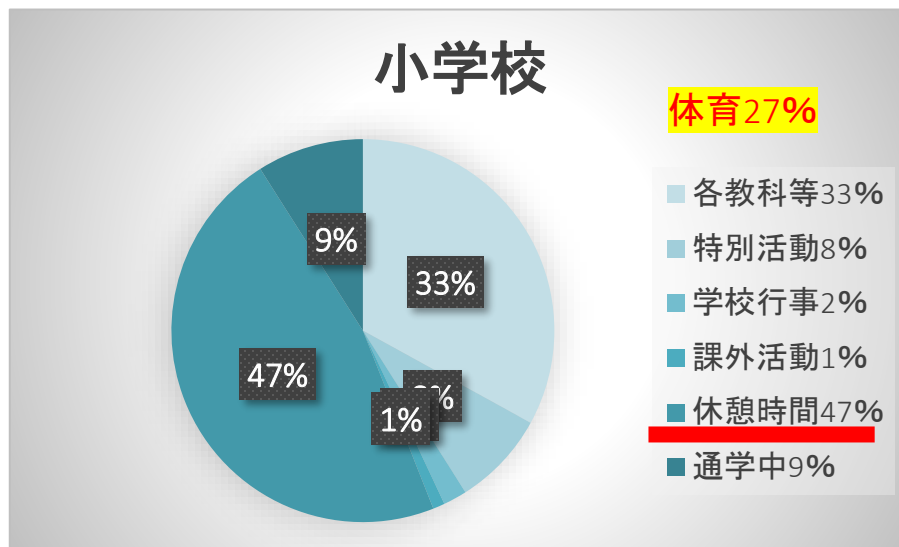
- ・プールの概要及び状況
プールの水深114～132.5cm
水深130cm付近で児童が溺れた。
4年生2クラス36人が授業を受けていた。
- ・監視体制
授業は学級担任2人と教頭1人の3人体制であつたが、事故当時の状況は誰も見ていなかった。



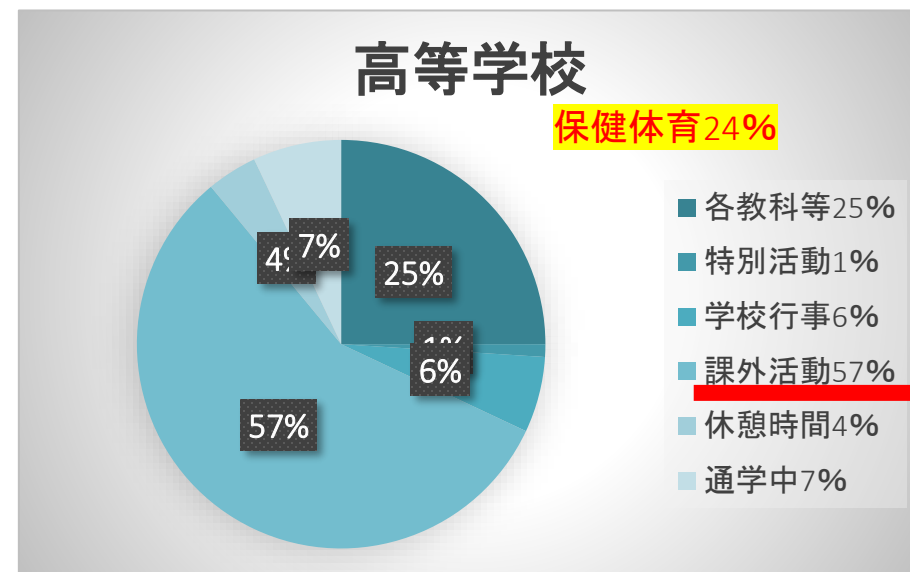
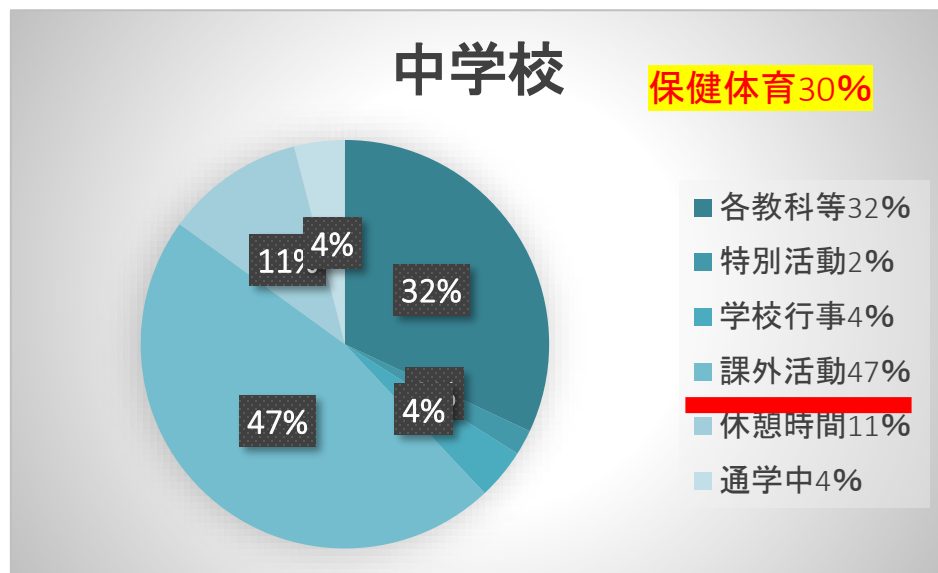
検証委員会の報告書

泳ぎが苦手なグループ(男女26人)を担当した教員が、「児童の中でも特に注意しなければならない」児童の姿を確認しないまま壁を蹴って水面を進む「けのびバタ足」をさせたことを「直接の原因」とし、また苦手グループの指導に、別の教員が途中から加わる判断をしたが、そのタイミングが遅れたことを「主たる原因」とした。

場面別災害共済給付状況（R4）



小学校は休憩時間
中学校は課外活動
高等学校は課外指導
での災害共済給付が多い
(ケガが多い)



指導者として

- 授業・スポーツ活動開始前に、施設の
安全性を点検することが求められる。
- 危険な箇所があれば速やかに施設管
理者（管理職等）に改善を求める。
- 安全性が確認できなければ、中止や
場所の変更等の対応をする。



もし、事故が起こったら・・・

- 子どもの「いける」を鵜呑みにしない
- 養護教諭・管理職等 複数教員で対応
- 首から上の部分の事故は
最悪を想定して最善を尽くす



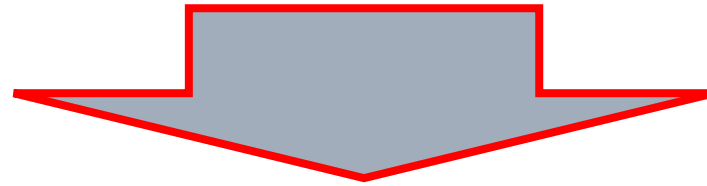
スポーツ庁通知資料 確認

- ①通知 水泳等の事故防止について
- ②別紙 学校における児童生徒等に対する水泳指導等について
- ③依頼 学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について
- ④別添添付 飛び込み事故防止チラシ兼ポスター
- ⑤別添1 事故統計(警視庁)
- ⑥別添2 水泳事故件数(R6速報値)
- ⑦別添3 プールの安全標準指針(平成19年)



スポーツ庁からの通知文

事故の状況や統計的な数字
留意点・参考資料



現場で周知を！



各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
附属学校を置く国立大学法人学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
寺門 成 真

水泳等の事故防止について(通知)

水泳等の事故防止について（通知）

標記については、例年関係方面の御協力をいただいているところではありますが、海や河川における水難事故及びプールでの水泳事故等により依然として多くの犠牲者が出ております（別添1、2参照）。

ついては、今夏における水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な協力の下、下記事項及び「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省・国土交通省策定）（別添3）を参考として、地域の実情に即した適切な措置を徹底するとともに、衛生管理についても十分御配慮願います。

また、プールの利用が増加する夏季を前に、所管のプールの施設・設備について、安全点検及び確認を徹底していただきますようお願いします。仮に、施設・設備に不備があることが判明した場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止するようお願いします。

これらの事故防止のための安全確保が図られるよう、都道府県・指定都市及び都道府県教育委員会におかれては、関連する部局・課に周知の上、必要に応じて連携するとともに、都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知を徹底するよう御配慮願います。

なお、学校における対応については、上記対応に併せて、別紙「学校における児童生徒等に対する水泳指導等について」及び「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）（令和6年7月10日付6文科初第885号）」にも留意願います。このことについて、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校設置会社に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した学校に対して、別紙の内容も活用し、効果的に周知されるようお取り計らい願います。

記

1. プールの施設面、管理・運営面について

- (1) プールの利用期間前に、排（環）水口の蓋の設置の有無を確認し、蓋がない場合及び固定されていない場合は、早急にネジ・ボルト等で固定するなどの改善を図るほか、排（環）水口の吸い込み防止金具についても丈夫な格子金具とするなどの措置をし、いたずらなどで簡単に取り外しができない構造とすること。また、屋内プールにあっては、吊り天井の脱落防止のための点検を行う等の安全対策を講ずること。



(2) プールを安全に利用できるよう、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うとともに、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること。

監視員については、プール全体がくまなく監視できるよう十分な数を配置し、救護員についても、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

【参考】 スポーツ庁「学校における水泳事故防止必携〔2018年改訂版〕」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf

消費者庁「幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために」

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/



(3) プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを踏まえ、監視員を含む安全管理に携わる全ての従事者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこととし、公的な機関や公益法人等が実施する講習会の受講や公認資格制度の取得を促すこと。

また、使用期間中に新たに雇用した従事者に対しても、就業前に同様の教育、訓練を行うこと。



2. その他の留意事項について

- (1) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知される
ようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数
に編成すること。



(2) 海、河川、用水路、湖沼池、プールなどの水難事故発生のおそれのある場所については、必要に応じて防護柵、蓋、危険表示の掲示板や標識の整備、監視員の配備、巡回指導の周知など、市町村、警察署、消防署、海上保安部署、保健所等との協力により点検等を行い、事故防止のため万全の安全確保措置を講ずること。

なお、幼児の水難事故も多く発生しているので、前記の事故防止措置については、幼児の行動にも配慮した万全のものとするとともに、保護者が監督を怠ることがないように、広報等によってこの趣旨の周知を図ること。

【参考】海上保安庁「ウォーターセーフティガイド」

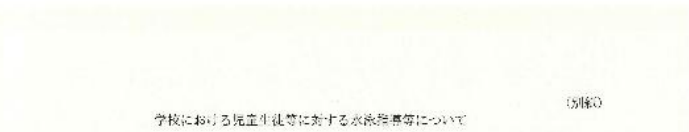
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/>

公益財団法人B & G財団「水辺の安全学習アプリ」

<https://mizube-anzen.jp/>



(別紙)学校における児童生徒等に対する水泳指導等について



1. 学校における水泳指導に際しては、以下の資料等を参考に、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

- ①「学校における水泳事故防止要綱（2018年改訂版）」
（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
https://www.jnsports.go.jp/unsafe/factsheets/unsafe_school/school/2018/2018_0.pdf
- ②「水泳指導の手引き（二訂版）」
（平成28年3月文部科学省）
https://www.mext.go.jp/s_neta/sports/jya/11sa/1348889.htm
- ③「学校における体育活動中の事故防止のための取組資料」
（平成28年3月文部科学省）
<https://www.youtube.com/watch?v=0LrYt6c06&list=Pt4P6m6Z1n682p7u7pdmca164Zu463>
- ④「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」
（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）
<https://www.youtube.com/watch?v=Kly7N30o07A>

(1) 普及しているプールと見なされる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールなど、危険と見なされる環境で授業を実施する場合も含め、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水泳が浅い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、泳技や泳力などに合わせた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と関係員への働きかけが行われるようにすること。

(2) 飛び込みによるスタート時には、深く入水し、水底に頭部を打ちつける等の重大事故が起きている。学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領では、「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことがでること」としているが、高等学校の入学年次の次の年次以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを扱う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、きめ細やかな指導を行うこと、生徒の体力や技術の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講ずること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水泳とスタート台の安全」に関するガイドライン」等も参考に、安全な指導を行うこと。

(https://swin.or.jp/assets/11sa/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)

【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（二訂版）」
（平成28年3月文部科学省）抜粋

動画「スタートの段階指導」



(3) プールに落ちることで使用する道具は、学習指導要領においては使用を想定していないが、道具の下に児童生徒が覆われると、大きな怪我に繋がって水泳に上がれなくなる可能性があるため、道具を使用する場合は、「消費者安全法第25条第1項の規定に基づく事業者品目調査報告書（水上設置道具による溺水事故）」(https://www.csa.go.jp/policies/annals/11sa/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf) を参考に、児童等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、道具の使用は控えること。

【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送されたが溺死を受けたが、溺水により同じ重傷だった。
高	体育部活動	水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、水深約40cm以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頭蓋骨骨折により手術を受けたが、四肢麻痺が起きた。
高	体育部活動	水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていた。スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第6頸椎椎体骨折により、歩行に支障が起きた。

【令和5年度の災害共済給付の重大事故の例】

高	体育部活動	水泳部の練習中に参加した後、更衣室で着替えを済ませて帰る際に、更衣室で転倒して怪我をした。その時、とっさに右手を床についた。痛みはあったが腫れがひどいわけではなかったため、座車や乗り系でケアをしていた。数か月経たずには腫れが治癒したため、怪我はなかったと診断された。
---	-------	---

2. 児童生徒の水泳事故が特に学校の体育授業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、泳の講習を確かめてから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する指導を十分指導し、PTAなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう徹底すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learningコンテンツ「中ろう！いのち 学び合おう！水泳の安全」

（公益財団法人日本水泳連盟）

<https://elearning.jlta-lifesaing.or.jp/>

② 中学校生徒向け水泳防止プログラムの教材「水泳の安全学習アプリ」

（公益財団法人H.A.財団）

<https://aihubo.nasen.jp/>

3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水泳場に行くときには、必ず保護者や水泳の経験者同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰りの予定日時、同行者等を家庭に知らせること。

4. 児童生徒の保護者等に対して、水泳場・水泳場に関する事故の危険を十分に、自ら認識できるように学校、家庭、地域において適切な指導するなど安全指導の充実を図ること。

5. 幼稚園等については、水泳場のほか、「遊園・児童館等に於ける事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成28年8月 https://www.cha.go.jp/policies/cha/seisaku/seisaku_guide/11sa/guide/11sa）や、「教育・青年施設等に於けるプール活動・水遊びに関する実施計画」（平成30年4月24日 消費者安全調査委員会 https://www.csa.go.jp/policies/annals/11sa/report/report_003/pdf/report_0003_152424_0001.pdf）も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。



(1) 普段使用しているプールと異なる環境で行われた水泳の授業中に、児童が溺れて死亡した事例などの重大事故事例も発生していることから、学校外のプールなど、普段と異なる環境で授業を実施する場合も含め、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること。

特に小学校においては、水に十分に慣れていない児童や水深が深い場所では足がつかない児童もいることから、安全な授業が行われるよう、体格や泳力などに応じた適切な安全対策、授業中の十分な監視及び指導体制の確保と緊急時への備えが行われるようにすること。



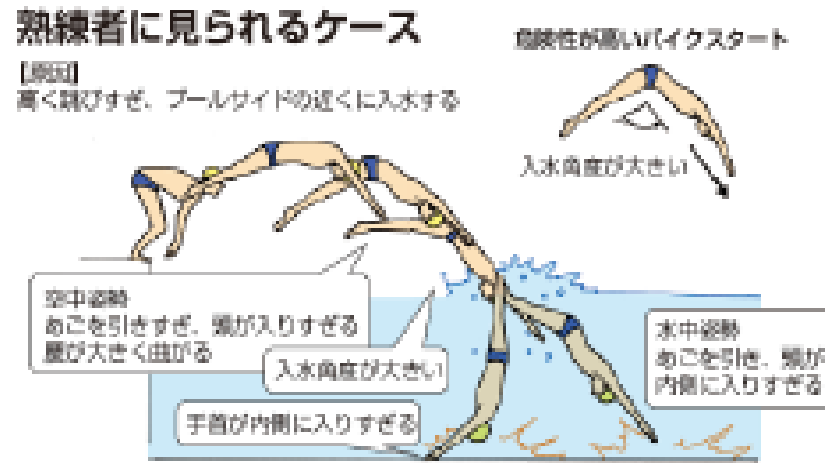
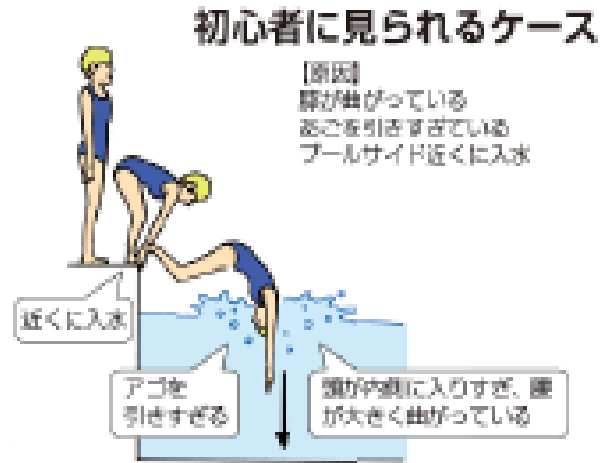
(2) 飛び込みによるスタート時には、深く入水し、水底に頭部を打ちつける等の重大事故が起きている。学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこと」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、高等学校学習指導要領では、「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としているが、高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じること。その際、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」等も参考に、安全な指導を行うこと。

(https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



【参考：危険なスタート】



「学校体育実技指導資料 第4集 水泳の指導の手引き（三訂版）」
（平成26年3月文部科学省）抜粋

動画「スタートの段階指」



(3) プールに浮かべて使用する浮島は、学習指導要領においては使用を想定していないが、浮島の下に児童生徒が覆われると、大きい浮島に吸引されて水面に上がれなくなる可能性があるため、浮島を使用する場合は、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書（水上設置遊具による溺水事故）」（https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_018/assets/report_018_200619_0002.pdf）を参考に、監視等の十分な注意を払うとともに、児童生徒の安全を確保できない場合は、浮島の使用は控えること。



【令和6年度の災害共済給付の重大事故の例】

学校種	授業・部活動の別	事故の状況
小	授業	体育の授業中、学校外のプールでバタ足の練習をしていた際、プール中央付近に沈んでいるところを発見された。救急搬送され治療を受けたが、溺水により同日死亡した。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールでスタート練習をしていた際、入水角度 40 度以上の状態で飛び込み、プールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され、頸髄損傷により手術を受けたが、四肢まひが残った。
高	体育的部活動	水泳部の活動中、プールで飛び込みの練習をしていて、スタート台から飛び込んだ際にプールの底に頭を打ちつけた。救急搬送され治療を受けたが、第5頸椎椎体骨折により、せき柱に変形障害が残った。

【令和5年度の災害共済給付の重大事故の例】

高	体育的部活動	水泳部の朝練習に参加した後、更衣室で着替えを済ませて退出する際に、足元を滑らせて転倒した。その時、とっさに右手首を床についた。痛みはあったが腫れがひどいわけではなかったので、湿布や塗り薬でケアをしていた。数か月様子を見ていたが痛みが引かなかったので受診したところ骨折と判明した。
---	--------	---



2. 児童生徒の水難事故が特に学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向にあるので、学校においては、体の調子を確認してから泳ぐ、プールなどの水泳場での注意事項を守って泳ぐなどといった水泳の事故防止に関する心得を十分指導し、P T Aなどを通じて家庭にも指導の趣旨を周知するよう配慮すること。その際、以下の資料等も参考とすること。

① e-learning コンテンツ「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」

(公益財団法人日本ライフセービング協会)

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

②小中学生向け水難防止デジタル教材「水辺の安全学習アプリ」

(公益財団法人B & G財団)

<https://mizube-anzen.jp/>



3. 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせること。
4. 児童生徒の発達段階に応じて、海水浴・水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう学校、家庭、地域において適切に指導するなど安全指導の充実に努めること。
5. 幼稚園等については、本通知のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】」（平成 28 年 3 月 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>) や、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査」（平成 30 年 4 月 24 日 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_0003_180424_0001.pdf) も踏まえ、一層の安全対策に取り組むこと。



水泳の飛び込み事故の防止について

① 飛び込みによるスタート時の重大事故

飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつける重大事故が起きています。



【重大事故の例】

学校種	事故の状況
中学校	水泳部の活動で、飛び込み台から飛び込み練習を行い、水底で前頭部を打った。顧問がプールサイドから引き上げた際、生徒が、しびれがあり下半身の感覚がない、声を出すのも難しい等の訴えがあった。
中学校	水泳部の活動で、飛び込みの練習をしていたところ、飛び込んで着水するまでの意識はあったが、その後、気づいたら水の中だった。プールの中で意識は戻ったが、体を動かすことができないことに気づいた。
中学校	水泳部の活動で、スタート台からの飛び込み練習の際、プールの底で頭部を強打し、意識はあるが感覚を失った状態で浮いてきた。

② 適切な安全対策



高等学校の入学年次の次年以降及び水泳部の活動で飛び込みによるスタートを行う際は、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力や技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、適切な安全対策を確実に講じることが必要です。

③ 正しいスタート技術の習得

飛び込み事故の防止には、正しいスタート技術の習得とその教育が重要です。公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」も参考にして、安全な指導をお願いします。

※「スタートの段階指導」および「プール水深とスタートの高さに関するガイドライン」(https://swim.or.jp/assets/files/pdf/pages/about/index/g_02_2.pdf)



動画「スタートの段階指導」



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
03-5253-4111（内線：2998）



別添3 「プールの安全標準指針」

- ・学校施設の職員全員に共通理解を図る
- ・プールの安全衛生管理に努める

別添3

プールの安全標準指針

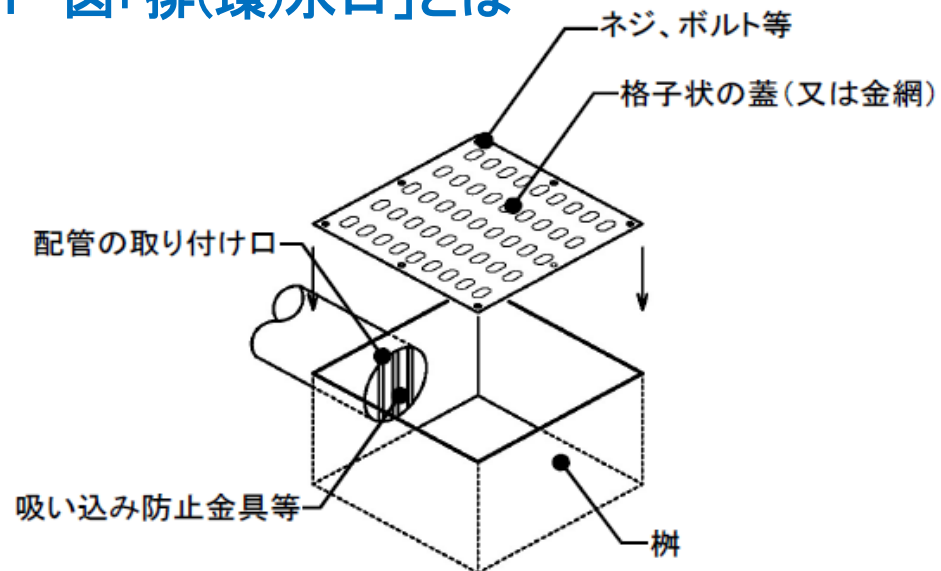
平成19年3月

文部科学省

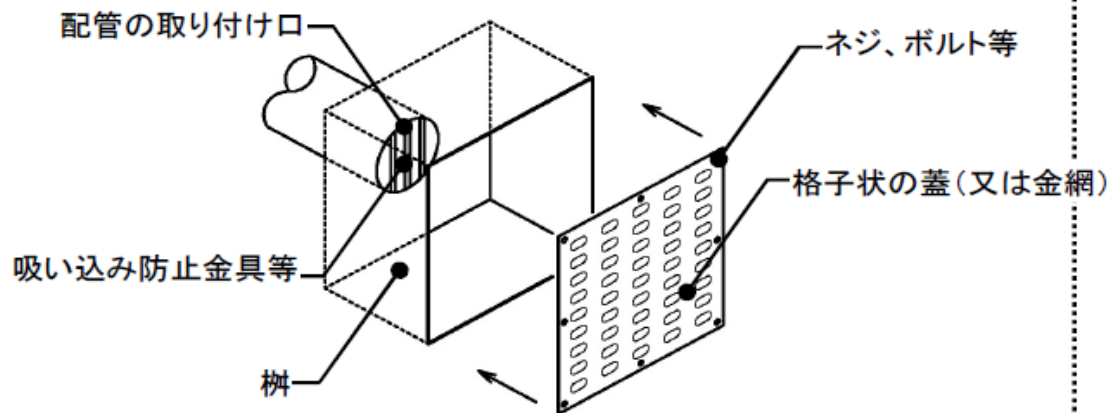
国土交通省



P1 図「排(環)水口」とは



プールの底に取り付けられている例



プールの壁に取り付けられている例

**排水口のネジやボルトの
ゆるみの確認
(水を抜いた状態・
水を張った状態)**

**吐水口がむき出しになって
ないか**



第1章 指針の位置づけ及び適用範囲

1-1 本指針の位置づけ

プールは、利用者が遊泳等を楽しみながら、心身の健康の増進を期待して利用する施設であり、そのようなプールが安全であることは、利用者にとって当然の前提となっている。

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、本指針は、プールの排(環)水口に関する安全確保の不備による事故をはじめとしたプール事故を防止するため、プールの施設面、管理・運営面で配慮すべき基本的事項等について関係する省庁が統一的に示したものであり、より一層のプールの安全確保が図られるよう、プールの設置管理者に対して国の技術的助言として適切な管理運営等を求めていくものである。



第2章 プールの安全利用のための施設基準

2-1 プール全体

プールは、利用者が安全かつ快適に利用できる施設でなければならないため、救命具の設置や、プールサイド等での事故防止対策を行うことが必要である。

施設の設置目的や規模、利用の実態等を踏まえ必要に応じ、監視室、救護室、医務室、放送設備、看板・標識類等を備えておくことが望ましい。



第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-1 安全管理上の重要事項

プールの安全を確保するためには、施設面での安全確保とともに、管理・運営面での点検・監視及び管理体制についても、徹底した安全対策が必要である。

管理・運営面においては、管理体制の整備、プール使用期間前後の点検、日常の点検及び監視、緊急時への対応、監視員等の教育・訓練、及び利用者への情報提供が必要である。



3－3 プール使用期間前後の点検

プールの使用期間前には、清掃を行うとともに、点検チェックシートを用いて施設の点検・整備を確実に行うことが必要である。

特に排(環)水口については、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合は直ちに設置管理者に報告するとともに、プール使用期間前に修理を施すことが必要である。

また、使用期間終了後にも、排(環)水口の蓋等やそれらを固定しているネジ、ボルト等に異常がないことを確認して、次の使用に備えることが望ましい。

なお、通年使用するプールについては、1年に1回以上の全換水を行い、水を抜いた状態で施設の点検を確実に行うことが必要である。

点検チェックシートは、3年以上保管することが必要である。



3－7 利用者への情報提供

プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排(環)水口的位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意・禁止事項、毎日の点検結果等を、利用者の見やすい場所に見やすい大きさを掲示することが望ましい。



〔参考-5 使用期間前の点検チェックシートの一例〕

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県をもとに作成

プール施設設備の使用期間前点検表 (例)

施設名			プール名		
点検者			点検日	年 月 日 ～ 年 月 日	
点検項目	点 検 内 容			点検結果	
施 設 全 体	プール全体の施設設備の点検は行ったか			適・否	
	プール本体、付属設備等がよく清掃されているか			適・否	
プ ー ル 本 体	給排水及び清掃が容易な構造か			適・否	
	床洗浄水等の汚水が周囲から流入しない構造か			適・否	
	適当数の水深表示があるか			適・否	
プ ー ル サ イ ド	滑り止めの構造となっているか			適・否	
	利用者に危害を及ぼす異物等がないか			適・否	
給 水 設 備	プール水給水管から飲料水系への逆流防止構造となっているか			適・否	
	補給水量等を把握するための専用の量水器等が設置されているか			適・否	
排（環）水口	蓋等や、吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか			適・否	
	蓋等や、吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか			適・否	
消 毒 設 備	薬剤の種類：		薬剤タンクの容量：		ℓ
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか			適・否	
	薬剤の保管場所は適当か			適・否	
	薬剤の保管状況は良好か			適・否	
浄 化 設 備	浄化設備はよく清掃されているか			適・否	
オーバーフロー水	再利用の場合、排水・床洗浄水等の汚水が混入しない構造か			適・否	
区 画 区 分	多様な利用形態に応じた区画区分がなされているか			適・否	
更 衣 室	男女別に区別されているか			適・否	
	双方及び外部から見通せない構造か			適・否	
	利用者の衣類を安全に保管できる設備が整備されているか			適・否	
洗 浄 設 備	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか			適・否	
使 所	男女別に、十分な数があるか			適・否	
	よく清掃されているか			適・否	
	専用の手洗い設備があるか			適・否	
換 気 設 備	効果的な換気が行える換気設備があるか			適・否	
	故障又は破損のものはないか			適・否	
照 明 設 備	水面及びプールサイド等で十分な照度を有するか			適・否	
	故障又は破損のものはないか			適・否	

〔参考-6 日常の点検チェックシート・管理日誌の一例 (管理日誌と点検チェックシートを一体化した例)〕

出典)「プールの安全管理指針」埼玉県

プール管理日誌 (例)

責任者	作成者	年 月 日	曜 天 候
		AM 7 8 9 10 11 12 PM 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	
使用時間 ←→			
点検時間 —			
入場者人員			
気 温 (室 温)			
水 温			
遊 離 塩 素 濃度測定値			
安全点検(記名)			
堅固に固定			
腐食欠落等			
目視触診打診			
監 視 員			
救 護 員			
救急救護用具			
*上段の安全点検欄は記入した者の氏名を記入。項目欄は○×等のチェック記号や点検者名など、記入方法を決めて記入。			
摘 要 (施設設備の 状況、特記 事項等)			



三段階の危機管理

事前の危機管理

リスクマネジメント

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

事後の危機管理

クライシスマネジメント

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発の防止を図る



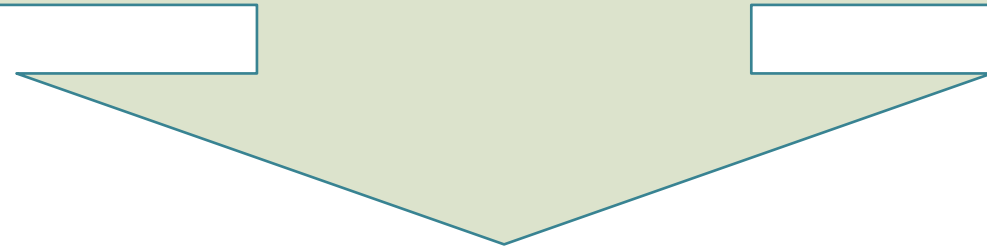
2. 12 小学校体育授業中のゴールポスト転倒事故【事故⑫】

基礎情報			
事故発生時期	平成 29 年 1 月	被害児童及び事故種別・被害程度	小学 4 年生男子 1 名 背部強打、死亡
訴訟の有無	あり(係属中)	報告書作成までの期間	2 年 2 か月
事故の概要			
活動種別	体育授業中(サッカー)		
事故発生の概要	平成 29 年1月、体育の授業(サッカー)中、キーパーをしていた児童が味方がゴールを決めたことを喜び、自陣の <u>ゴールネットのロープにぶら下がったところゴールが揺れ、児童は落下し、さらに倒れてきたポストの下敷きになった。</u> 担任と数名の児童が駆け寄りゴールポストを持ち上げ児童を移動させたが、児童は倒れたまま、唇から出血した状態であった。児童は病院に搬送され、その後、 <u>大学の高度救命救急センターへ移送されたが、死亡が確認された。</u>		

事故の要因		
S (Software)	学校事故を防止するための研修や安全教育、マニュアルや規則、指導計画	●教育指導計画の中に、安全教育に関する危機管理緊急対応のマニュアルや施設の安全点検マニュアルが無く、事故予防研修はされていなかった。 ●日常的な安全点検マニュアルが明示されておらず、ゴールの固定状態が十分かどうかについて、<u>使用前の確認や点検をすることなく体育の授業を実施していた。</u>
H (Hardware)	授業や部活で使用する施設や器具	●ゴールは杭、ロープ等で固定されていなかった。
L ₁ (Liveware ₁)	当該事故で被害児童生徒を直接指導していた教員やスタッフ	●天候の影響により、単元途中から他の単元へ変更した。 ●ゴールが固定されていることを確認をすることなく、体育の授業(サッカー)を実施していた。 ●サッカー指導中でコート内にいたため、<u>当該児童が倒れてきたポストの下敷きになった状況を直接確認していない。</u> ●養護教諭は携帯電話を持たずに、<u>事故現場に向かった後、事故の具体的な様相を聞くことなく担架とAEDの要請するため職員室に戻っている。また、現場から消防署と連携することなく、保健室へ搬送している。</u>事故発生時の緊急対応マニュアルについて、周知徹底されていなかった。



- 事故事例を事故防止に生かす
- 情報を共有し、組織的に対応する



全職員で取り組む

最悪を想定して最善を尽くす



各現場において
伝達・共通理解を
お願いいたします



アンケートの提出をお願いします。

「受講者アンケートの回答方法が異なります
のでご注意ください」

○市町村立・県立・国立学校

・・・Plantからアンケート

○市町村立体育施設・民間プール・私立学校

・・・別紙受講者アンケート



受講(視聴)後すぐに

(～5月30日まで)

